

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月28日

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別                | 1: 都道府県知事・市区町村長等  |
|                          | ○知事                      ●市区町村長等  |
| 2. 都道府県名                 | 千葉県   |
| 3. 市区町村名                 | 鎌ケ谷市  |
| 4. 届出番号                  | 16  |
| 5. 独自利用事務の事例番号           | 116-3-1(2)  |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | <a href="http://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesakumidashi/sesaku-jyohou/tokuteikojin/dokujiriyoujimu-ic.html">http://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesakumidashi/sesaku-jyohou/tokuteikojin/dokujiriyoujimu-ic.html</a> |

執行機関名 鎌ケ谷市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1)法定事務  | (2)独自利用事務  |
|--------------------------------|--|--|
| ①事務の名称                         | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 鎌ケ谷市子育て短期支援事業の実施に関する規則(平成24年鎌ケ谷市規則第21号)による子育て短期支援に関する事務であって規則で定めるもの  |
| ②番号法別表第1の項                     | 94   |  |
| ③番号法別表第2の項                     | 116  |  |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |  | 鎌ケ谷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)第4条第1項別表第1第16項<br>鎌ケ谷市子育て短期支援事業の実施に関する規則(平成24年鎌ケ谷市規則第21号)による子育て短期支援に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第一条   | 鎌ケ谷市子育て短期支援事業の実施に関する規則 第1条   |
| ⑥事務の趣旨又は目的                     | 第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。 | 第1条 この規則は、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、実施施設において必要な保護を行う事業を実施することにより、当該児童及びその保護者の福祉の向上を図ることを目的とする。             |
| ⑦独自利用事務の関連規範                   |  | 鎌ケ谷市子育て短期支援事業の実施に関する規則   |